

電子提供措置の開始日 2023年5月29日

株 主 各 位

第157回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

マツダ株式会社

目次

1. 事業報告	
会計監査人の状況	・・・ 1頁
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議及び運用状況の概要	・・・ 2頁
2. 連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	・・・ 8頁
連結注記表	・・・ 9頁
3. 計算書類	
株主資本等変動計算書	・・・ 20頁
個別注記表	・・・ 21頁

1. 事業報告

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 会計監査人としての報酬等の額	233百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	301百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画が、当社グループのリスクを踏まえた効果的かつ効率的な計画であり、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である産業競争力強化法に関する合意手続業務を委託しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.、マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダオーストラリアPty.Ltd.、マツダ(中国)企業管理有限公司、マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.、マツダパワートレインマニユファクチャリング(タイランド)Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、その事実に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案といたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に関する 取締役会決議及び運用状況の概要

(1) 体制の整備に関する取締役会決議の概要

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査等委員会から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ・ 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ・ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。
- ・ 内部監査部門は、内部監査等を通じて、各部門におけるリスク管理状況を確認・評価するとともに、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ・ 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ・ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・ マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。

- ・コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。
 - ・法令及びマツダ企業倫理行動規範に照らし、不適切な行為等があった場合、又はその疑いがある場合の通報窓口としてマツダ・グローバル・ホットライン（以下「ホットライン」という。）を設ける。ホットラインは、匿名による通報を受け付けるとともに、通報窓口を第三者機関（弁護士）にも設ける。
- ⑤ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・子会社に対して、関連規程に従い、特定の事項、重要な業務上の課題等の解決について、当社への事前の報告又は当社の同意を得ることを求める。
 - ・子会社に対して、リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、リスクマネジメントに適切に取り組むように指導・支援を行う。
 - ・子会社に対して、当社グループの中長期の経営計画及び年度毎の事業計画、その他当社の政策と方針を展開するとともに、これらに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。子会社に随時発生する重要な経営上の諸問題を解決するための指導・支援を行う。
 - ・子会社に対して、マツダ企業倫理行動規範を展開するとともに、これに沿った経営が行われるよう、指導・支援を行う。監査等委員会及び内部監査部門は、法令・定款の遵守状況やリスク管理状況について適宜、グループ会社監査を行う。
- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
監査等委員会の職務を補助する組織を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さない従業員（以下「監査等委員会スタッフ」という。）を置く。
- ⑦ **上記⑥の取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査等委員会スタッフの人事異動及び人事評価については、人事部門は監査等委員（常勤）と事前協議を行う。
 - ・監査等委員会スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧ **当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

- ・取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査等委員会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査等委員会に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、子会社の取締役、執行役員、監査役及び内部監査に携わる従業員に対して、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及びその他監査等委員会が取締役及び執行役員と協議して定める事項についての報告を求め、これを監査等委員会に報告する。
- ・内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の結果等について定期的に監査等委員会に報告する。
- ・ホットラインにより、当社及び主要な子会社の従業員等からの通報を受け付けるとともに、通報の状況等について定期的に監査等委員会に報告する。
- ・ホットラインへの通報者や調査に協力した者及び前各号により監査等委員会に報告をした者に対する報復や不利益取扱を行わないことを当社グループの役員及び従業員等に周知徹底する。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査等委員会はその年間計画に従って取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の職務執行の監査を行う。
- ・監査等委員（常勤）は、経営会議その他の重要会議に出席する。
- ・監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。
- ・監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ・監査等委員（常勤）及び当社グループの大会社の常勤監査役をメンバーとする会合を定期的に開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

(2) 運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づいて、体制を整備し、その適切な運用に努めています。当期における主な取り組みは以下のとおりです。

なお、監査等委員会及び内部監査部門は、内部統制の有効性を継続的に監査しています。また、運用状況は、取締役会に報告されています。

① リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する取り組み

- ・リスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメント、コンプライアンスの運用状況を把握し、評価いたしました。また、当社及び子会社におけるリスクの一層の見える化とリスク管理活動の強化に取り組んでおり、半期毎にその進捗をリスク・コンプライアンス委員会で確認しています。
- ・中期活動計画（2021年3月期～2025年3月期）の下、「リスクを早期把握/未然防止するための仕組みの確立と確実な運用」並びに「企業活動において当社グループ共通で守るべきルールの明確化及び当該ルールに基づく主体的なリスクマネジメント活動の強化」に向けて、当社グループが一体となった盤石なリスクマネジメントの基盤構築に取り組んでいます。
- ・当期も引き続き、下請法遵守を重点取り組みと位置づけ、前期に導入した統一的な業務管理を実現するシステムの適切な利用を推進するとともに、定期研修や監査の取り組みを継続しています。
- ・役員及び従業員に対して、コンプライアンスに係る啓発活動（業務内容・職務等に応じた集合教育、eラーニングを活用した自主的な学習機会の提供、定期的な情報発信等）を継続的に実施しています。
- ・当社役員及び幹部社員向けに組織風土に関連するテーマでセミナーを実施するとともに、管理職と一般従業員との定期的な対話の機会を設け、職場風土の改善に取り組んでいます。
- ・当社及び主要子会社の従業員に対して、啓発ポスターやセミナーなどを通じてホットラインの通報窓口（社内及び第三者機関）を周知するとともに、通報を受け付け、適切に対応しています。当期は、改正公益通報者保護法への対応として、ホットラインの運用規程を改定し、国内関係会社にも水平展開を実施しました。
- ・経営上の重大な不正又は損失に関する情報が職制を通じて確実に伝達され、迅速かつ円滑な対応が行われるよう、報告プロセスの継続的な周知徹底を行っています。
- ・全社から抽出されたリスク等について、全社レベルのリスクを主管する部門が協議し、新たに発生するリスク等の確認と必要な施策を検討し、リスクの低減に努めています。
- ・当社部門長及び子会社経営者向けの実効性のあるコンプライアンス教育プログラムの策定とその実施に取り組んでいます。
- ・大規模災害時、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や、取引先が被災した場合の当社の初動対応等を含め、緊急時に行うべき活動を取り決め、継続的に検証と改善を図っています。また、大規模災害を想定した初動訓練を計画的に実施しています。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、子会社を含めた感染状況や生産・販売への影響等の確認を行うとともに、必要な感染対策を講じました。
- ② **職務執行の効率性の確保に関する取り組み**
- ・経営計画に基づいて予算を設定するとともに、進捗を確認しています。
 - ・取締役会規程に定める付議事項に該当するすべての案件を取締役に付議しています。
 - ・職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づいて執行役員間の役割分担を行うとともに、執行役員へ権限を委譲しています。当期は、経営会議その他社長諮問機関の位置づけの見直しと権限委譲を行い、一層の意思決定の効率化を図っています。
 - ・取締役会の年間付議スケジュールを策定するとともに、社外取締役に対して、取締役会に付議する案件について事前に十分な説明を行うことにより、取締役会の審議の充実、効率化を図っています。
 - ・取締役会の実効性を高めるため、取締役会出席者は、調査票に基づく自己評価を行うとともに、取締役会における審議・運営の現状分析と今後の改善策について議論を行い、改善に向けた取り組みを実施しています。
- ③ **当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み**
- ・子会社におけるリスクマネジメント、コンプライアンスの取り組み状況、ホットラインの運用状況を把握するとともに、指導・支援を実施しています。
 - ・子会社取締役向けに経営陣の役割・責務、コンプライアンス、リスクマネジメント等に係る教育を実施しています。
 - ・当社及び子会社が連携して、子会社における内部統制の有効性の確認を目的とした内部監査を実施しています。また監査実施時に、子会社取締役に対し、グループ内での不備事例を踏まえた内部統制教育を実施しています。
 - ・コロナ禍の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを活用した監査活動を実施するなど、引き続き、関係部門と連携して一層の適正かつ効率的な監査活動の促進を図っています。
 - ・国内子会社では、当社幹部社員が監査役に就任して監査活動を行うとともに、内部統制委員会における統制課題の共有、審議など各社が自主的な内部統制の取り組みを進めており、各社の経営状況等と併せて定期的に当社経営陣へ報告しています。海外子会社では、現地の役員、内部監査部門と当社の役員、主管部門及び内部監査部門等が参加する監査委員会を開催して内部統制に関する取り組みの審議や意見交換を行っています。また、子会社における監査体制や内部統制機能の整備を目的とした指導・支援を行うなど、子会社の内部統制及びリスクマネジメント体制の更なる強化に向けた取り組みを実施しています。
 - ・当社及び子会社においては、チェックリストを用いて内部統制の運用状況についての自己診断を行い、主体的に統制上の不備を把握するとともに是正活動を実施しています。また、内部監査部門が必要な改善を提言するとともに、新たなリスクをチェックリストに適宜、反映しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み

- ・ 監査等委員会は、当社を取巻く経営環境やグループガバナンスの状況を踏まえて、監査・監督方針・重点施策を策定し、年間計画に沿って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査しています。

なお、内部統制システムの運用状況に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、主要部門長及び関係会社経営者と対話や必要に応じて現場での状況確認を行うとともに、会計監査人及び内部監査部門等との連携を図りながら、グループ全体の状況を網羅的かつ効果的に把握・確認し、その結果を取締役会で報告しています。

- ・ 監査等委員（常勤）は、監査環境の整備を行いながら、経営会議など重要会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等との情報・意見交換を通じて、当社グループにおける事業リスクやガバナンス・内部統制上のリスク・課題に関する情報を収集し、監査等委員会で共有しています。
- ・ 監査等委員である社外取締役は、監査等委員（常勤）から得た情報並びに取締役会における重要戦略のリスク・課題に関する審議及び定期的な取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行報告をもとに、独立した立場から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査しています。
- ・ 監査等委員は、取締役会での定期的な報告を通じてリスク・コンプライアンス委員会での審議状況を確認しています。また、監査等委員（常勤）は、ホットラインの通報状況などについて報告を受けており、把握したリスク・課題や対応状況を監査等委員会で共有しています。
- ・ 監査等委員（常勤）は、当社グループにおけるガバナンスや内部統制の状況を把握するために、グループ会社（主に大会社）の監査役と定期的に情報交換を行うなど連携を図っています。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当 期 首 残 高	百万円 283,957	百万円 263,003	百万円 581,458	百万円 △2,100	百万円 1,126,318	百万円 29,707	百万円 △1,314
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△25,197		△25,197		
親会社株主に帰属する 当期純利益			142,814		142,814		
自己株式の取得				△2	△2		
自己株式の処分		△29		107	78		
連結範囲の変動			△78		△78		
土地再評価差額金の取崩			234		234		
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		61			61		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△9,464	1,246
連結会計年度中の変動額合計	-	32	117,773	105	117,910	△9,464	1,246
当 期 末 残 高	283,957	263,035	699,231	△1,995	1,244,228	20,243	△68

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 145,536	百万円 △6,162	百万円 7,055	百万円 174,822	百万円 440	百万円 15,117	百万円 1,316,697
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△25,197
親会社株主に帰属する 当期純利益							142,814
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							78
連結範囲の変動							△78
土地再評価差額金の取崩							234
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							61
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△234	20,346	8,654	20,548	35	1,611	22,194
連結会計年度中の変動額合計	△234	20,346	8,654	20,548	35	1,611	140,104
当 期 末 残 高	145,302	14,184	15,709	195,370	475	16,728	1,456,801

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 70社 |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | マツダモーターオブアメリカ, Inc.
マツダカナダ, Inc.
マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.
マツダモーターヨーロッパGmbH
マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.
マツダモーターズ(ドイツランド)GmbH
マツダモーターズUK Ltd.
マツダオーストラリアPty.Ltd.
マツダ(中国)企業管理有限公司
マツダセールス(タイランド)Co., Ltd.
マツダパワートレインマニユファクチャリング(タイランド)
Co., Ltd.
(株)関東マツダ
東海マツダ販売(株)
(株)関西マツダ
(株)九州マツダ
マツダパーツ(株)
倉敷化工(株)
マツダロジスティクス(株)
マツダ中販(株) 他 |
| (3) 連結の範囲の変更 | 除外 1社 マツダモーターインターナショナル(株)
異動の理由は、解散によるものです。 |
| (4) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由 | PTマツダモーターインドネシア
総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点からみて、いずれも小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

20社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

オートアライアンス(タイランド)Co., Ltd.

長安マツダ汽車有限公司

長安マツダエンジン有限公司

マツダトヨタマニュファクチャリングUSA, Inc.

トーヨーエイテック(株)

マツダクレジット(株) 他

(3) 持分法適用の範囲の変更

新規 3社 MCF Electric Drive(株) 他 2社

除外 1社 マツダソーラーズマヌファクトゥリンググループスLLC

異動の理由は、新規会社は新規設立によるものであり、除外会社は出資持分の全額を譲渡したことによるものです。

(4) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由

(株)広島東洋カープ 他

当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等21社であり、決算日は主として12月31日であります。

決算日が連結決算日と異なる会社のうち、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.等7社については、連結計算書類の作成にあたり、仮決算に基づく計算書類を使用しております。残りの14社については、連結計算書類の作成にあたり、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価基準によっております。

②デリバティブ取引

主として時価法によっております。

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

また、国際財務報告基準及び米国会計基準を適用している在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」及び米国会計基準ASU2016-02号を適用し、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込及び求償見込を加味して計上しております。

③損害補償損失引当金

将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。

④環境規制関連引当金

環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当連結会計年度末における発生見込額を計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、自動車及び同部品の製造、販売、並びにメンテナンスサービス等を主な事業としております。製品の販売については、製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。この移転は、通常、顧客と合意した場所において製品を引渡した時点で行われます。メンテナンスサービス等については、製品の引渡しとは別個の履行義務として取り扱います。メンテナンス等個別サービスの提供の場合は、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、コネクティッドサービス等継続的サービスの提供の場合は、時の経過による履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり、それぞれ収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いております。契約の対価の総額は、すべての製品及びサービスに、それらの独立販売価格に基づき配分しております。この独立販売価格は、類似する製品若しくはサービスの販売価格、又はその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

当社グループでは、販売店に対して、販売促進策に基づいて算定された販売奨励金を支給しており、これは一般的に当社グループから販売店への値引きに該当します。この販売奨励金は、対象となる製品を販売店に引渡した時点で認識する収益から控除しております。製品の販売等一時点で認識する収益に係る対価は収益を認識した時点から、継続的サービスの提供等一定期間で認識する収益に係る対価はサービスの提供開始の時点から、それぞれ30日以内に支払いを受けており、重要な支払い条件はありません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間
帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。
- (9) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
- 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ②米国会計基準におけるオペレーティング・リースに係る資産の表示
- 米国会計基準におけるオペレーティング・リースに係る資産は、有形固定資産のリース資産に含めて表示しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

「ASU第2016-02号「リース」」の適用

米国会計基準を適用している在外連結子会社において、当連結会計年度より、ASU第2016-02号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は原則としてすべてのリースについて、連結貸借対照表にて資産及び負債として認識しております。本会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の有形固定資産のリース資産（純額）が9,378百万円増加、リース債務（流動と固定の合計）が10,220百万円増加、流動負債その他が842百万円減少しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識した収益であり、顧客との契約以外から生じた収益に重要性はありません。当連結会計年度における、当社グループの売上高を、製品の販売及びメンテナンスサービス等の一時点で認識する収益と、継続的なサービスの提供の一定期間にわたり認識する収益との、収益認識の時期別及び外部顧客の所在地別に分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	日本	北米	欧州	その他の地域	計
収益認識の時期					
一時点で認識する収益	953,145	1,622,571	634,214	600,907	3,810,837
一定期間にわたり認識する収益	784	13,452	1,135	544	15,915
計	953,929	1,636,023	635,349	601,451	3,826,752

2. 収益を理解する基礎情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当連結会計年度における、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	2,893百万円
売掛金	143,243百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	3,017百万円
売掛金	163,904百万円
契約負債(期首残高)	
その他の流動負債	83,710百万円
契約負債(期末残高)	
その他の流動負債	99,027百万円

(*) 契約負債の主な内容は、製品の販売等に係る前受金及びコネクティッドサービス等に係る繰延収益です。当連結会計年度において収益として認識された額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、49,913百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、次のとおりであります。

1年以内	23,603百万円
1年超	37,548百万円
計	61,151百万円

なお、上記の表には、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(追加情報)

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

製品保証引当金	85,647百万円
---------	-----------

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産	
商品及び製品	450,327百万円
仕掛品	190,853百万円
原材料及び貯蔵品	29,724百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,312,989百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産（期末帳簿価額）

建物及び構築物	84,311百万円
機械装置及び運搬具	194,671百万円
工具、器具及び備品	44,941百万円
土地	228,075百万円
棚卸資産	123,933百万円
その他	86,937百万円
計	<u>762,868百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	190百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	<u>2,770百万円</u>
計	<u>2,960百万円</u>

4. 保証債務等

金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等

欧州地域自動車ディーラー	17,738百万円
その他	28百万円
計	<u>17,766百万円</u>

5. 当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 68,223百万円

連結損益計算書に関する注記

関係会社整理損

関係会社整理損10,953百万円は、2022年12月に当社の持分法適用会社であったマツダソラーズマヌファクトゥリングルースLLCに対する出資持分の全額を、合併先のSOLLERS PJSCに譲渡したことに伴い発生した譲渡関連費用であります。なお、今回の譲渡契約には、当社が出資持分を買戻しできる権利が含まれておりますが、現在のウクライナ情勢等を踏まえ、現時点では当社が権利行使を行う予定はございません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 631,803,979株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	12,597百万円	20円	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	12,599百万円	20円	2022年9月30日	2022年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,749百万円	25円	2023年3月31日	2023年6月28日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 560,100株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行などにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	89,000	89,000	－
(2) 投資有価証券	87,834	87,834	－
(3) 社債	50,000	49,678	△322
(4) 長期借入金	544,919	546,775	1,856
(5) リース債務	27,716	27,331	△385
(6) デリバティブ取引（*2）	△482	△482	－

（*1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は△で示しております。

（*3）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,623百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額125,438百万円）は、市場価格がないため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（注）時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券

信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 投資有価証券

株式等は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1に分類しております。一方、転換社債型新株予約権付社債の時価の算定方法は、外部の評価専門家から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いて二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格（日本証券業協会が定める公社債店頭売買参考統計値）を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金、及び (5) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6) デリバティブ取引

為替予約の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,285円21銭
1 株当たり当期純利益	226円71銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	226円52銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	百万円 283,957	百万円 193,847	百万円 73,786	百万円 338,335	百万円 △2,095	百万円 887,830
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△25,197		△25,197
当期純利益				89,771		89,771
自己株式の取得					△2	△2
自己株式の処分			△29		107	78
土地再評価差額金の取崩				234		234
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	△29	64,809	105	64,885
当 期 末 残 高	283,957	193,847	73,757	403,144	△1,990	952,715

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	百万円 29,793	百万円 △1,381	百万円 145,536	百万円 173,948	百万円 440	百万円 1,062,218
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△25,197
当期純利益						89,771
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						78
土地再評価差額金の取崩						234
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△9,425	1,241	△234	△8,418	35	△8,383
事業年度中の変動額合計	△9,425	1,241	△234	△8,418	35	56,502
当 期 末 残 高	20,368	△140	145,302	165,530	475	1,118,720

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価基準によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価基準によっております。

(2) デリバティブ取引

主として時価法によっております。

(3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込及び求償見込を加味して計上しております。
- (3) 損害補償損失引当金 将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。
- (4) 環境規制関連引当金 環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しています。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
- (6) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、自動車及び同部品の製造、販売、並びにコネクティッドサービス等の提供を主な事業としております。製品の販売については、製品に対する支配が移転した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。この移転は、通常、顧客と合意した場所において顧客に製品を引渡した時点で行われます。コネクティッドサービス等の提供は、製品の引渡しとは別個の履行義務として取り扱い、時の経過による履行義務の進捗に応じて一定期間で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いております。契約の対価の総額は、すべての製品及びサービスに、それらの独立販売価格に基づき配分しております。この独立販売価格は、類似する製品の販売価格若しくはサービスの販売価格、又はその他の合理的に利用可能な情報を参照して算定しております。

当社では、販売店に対して、販売促進策に基づいて算定された販売奨励金を支給しており、これは一般的に当社から販売店への値引きに該当します。この販売奨励金は、対象となる製品を販売店に引渡した時点で認識する収益から控除しております。

製品の販売に係る対価は、通常、収益を認識した時点から、サービスの提供に係る対価は、サービスの提供開始の時点から、それぞれ30日以内に支払いを受けており、重要な支払い条件はありません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。 |
| (2) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 | 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過期的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(追加情報)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

製品保証引当金 85,647百万円

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	935,453百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	453,515百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	5,984百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	132,167百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債務	2,836百万円
6. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産 (期末帳簿価額)	
建物	54,525百万円
構築物	5,369百万円
機械及び装置	145,150百万円
工具、器具及び備品	10,436百万円
土地	163,127百万円
計	<u>378,607百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,000百万円
7. 保証債務等	
金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等	
マツダモーターオブアメリカ, Inc.	2,237百万円
その他	49百万円
計	<u>2,286百万円</u>

8. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 68,223百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	2,531,291百万円
仕入高	630,121百万円
販売費及び一般管理費	65,672百万円
営業取引以外の取引	27,970百万円

2. 関係会社整理損

関係会社整理損10,215百万円は、2022年12月に当社の持分法適用会社であったマツダソラーズマヌファクトゥリングルースLLCに対する出資持分の全額を、合併先のSOLLERS PJSCに譲渡したことに伴い発生した譲渡関連費用であります。なお、今回の譲渡契約には、当社が出資持分を買戻しできる権利が含まれておりますが、現在のウクライナ情勢等を踏まえ、現時点では当社が権利行使を行う予定はございません。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,834,326株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券等評価損	46,160百万円
未払費用等	27,351百万円
製品保証引当金	26,088百万円
棚卸資産等	11,271百万円
退職給付引当金	6,456百万円
未払賞与	6,123百万円
関係会社事業損失引当金	5,949百万円
繰越欠損金	517百万円
損害補償損失引当金	122百万円
その他	11,366百万円
繰延税金資産小計	141,403百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△397百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△103,457百万円
評価性引当額小計	△103,854百万円
繰延税金資産合計	37,549百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額金	△8,921百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△88百万円
繰延税金負債合計	△9,009百万円
繰延税金資産の純額	28,540百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に係る繰延税金資産	548百万円
評価性引当額	△548百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	△64,434百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△64,434百万円

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	1,002,802	売掛金	128,793
				資金の一括管理 による預入 又は貸付(注 2)	49,367	預り金	7,400
子会社	マツダモーター ロジスティクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	396,457	売掛金	62,289
子会社	マツダモーター マヌファクチュアリング デメヒコS.A. de C.V.	所有 直接100%	当社製品の製造 販売 役員の派遣	自動車の購入 (注1,3)	300,734	買掛金	19,478
				資金の貸付 (注4)	151,273	貸付金	96,149
				資金の回収	133,733		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件を勘案して決定しております。
(注2) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定
しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。
(注3) 海外生産用部品の有償支給分及び自動車の購入については、損益計算書上純額で計上し
ております。
(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,775円08銭
1 株当たり当期純利益	142円50銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	142円38銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。